

**税金** 税金の「今」がわかる!  
**トレンド!** ZEIKIN TREND

資産税関係の大幅な見直し  
相続対策にも影響する改正点とは?

# 令和5年度 資産税関係の税制改正



令和5年度税制改正では、暦年課税における相続開始前の贈与の加算期間の延長と相続時精算課税制度の見直しの2つが目玉です。これらの見直しは、実に65年ぶりです。今回は、この2つを重点的に解説します。

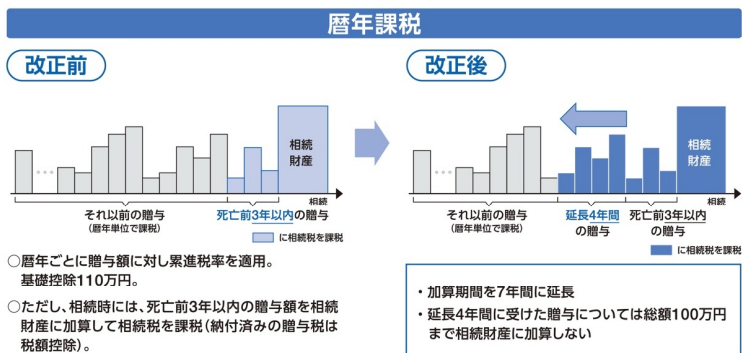
相続時精算課税制度の適用に当たっては、「相続時精算課税選択届出書」の届出と確定申告が必要なことから、ハードルが高いと敬遠されがちでした。しかし、今回の改正により、相続時精算課税を適用する場合も基礎控除(年110万円)が認められるようになるため、次世代への早期資産移転が加速することが期待されます。令和5年度の税制改正は、相続や贈与に関するルールが変更されることで、人々に大きな影響を与えるものとなっています。ぜひ、この機会に改正内容を理解し、今後の試算管理や相続対策に役立ててください。

## 1 相続開始前に贈与があった場合の加算期間の延長

### ① 加算期間の延長

相続開始前に被相続人から暦年課税において贈与を受けたことがある場合には、その財産を相続税の課税価格に加算することとなっています。相続財産に加算する期間は相続開始前3年間とされていますが、税制改正に

よって、7年間に延長されることとなりました。ただし、延長される4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは、相続財産に加算されないこととなります。この改正は、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。



ここがポイント!



加算不要の100万円は、贈与者ごとの贈与財産価額から控除しますので、例えば、延長される4年間に、A氏から500万円、B氏から300万円の贈与を受けた場合、A氏の相続財産への加算額は400万円(500万円-100万円)、B氏の相続財産への加算額は200万円(300万円-100万円)となります。

### ② 経過措置

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続等により財産を取得した者は「相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産」、令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続等に

より財産を取得した者は「令和6年1月1日から相続開始日までの間にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産」を加算します。



## 2 相続時精算課税の見直し

### ① 相続時精算課税とは

相続時精算課税の制度とは、贈与税と相続税を通じた納税を可能とする制度です。原則、60歳以上の父母または祖父母など(特定贈与者)から、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択することができます。

この制度は特定贈与者ごとに選択できますが、一旦選択すると「暦年課税」へ変更することはできません。この制度を利用した特定贈与者ごとの贈与税の非課税枠は、死亡時までの期間全体で2,500万円です。超えた部分には、一律20%の贈与税がかかります。

### ② 基礎控除の創設

相続時精算課税制度を利用している場合は、特定贈与者が亡くなった時に、贈与財産の価格と遺産を合計して相続税の計算を行います。また、既に納付した贈与税がある場合には、その贈与税を相続税の計算時に精算します。改正前は、金額の多寡にかかわらず、すべての贈与について贈与税の申告と相続税との合算が必要となっていました。税制改正では、贈与を受けた年の贈与財産の価額から110万円を差し引いて遺産と合算することに変更されます。これに伴い、年間贈与額が110万円以下の場合には、申告不要となります。令和6年1月1日以降に同制度を適用した場合に適用されます。

### ③ 提出書類

相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与を受けた翌年の3月15日までに「贈与税申告書」及び「相続時精算課税選択届出書」をセットで税務署に提出する必要がありますが、税制改正により、令和6年1月1日以後に精算課税を選択する場合で、初選択する年分の贈与が110万円以下の場合には申告書の提出は不要となりました。相続時精算課税選択届出書及び戸籍謄本等の添付書類の提出は従来どおり必要です。

**改正前** 贈与税の申告書 + 相続時精算課税選択届出書  
(+ 戸籍謄本等の添付書類)

**改正後**

- 基礎控除以下の贈与  
相続時精算課税選択届出書  
(+ 戸籍謄本等の添付書類)
- 基礎控除超の贈与  
贈与税の申告書 + 相続時精算課税選択届出書  
(+ 戸籍謄本等の添付書類)

### ④ 基礎控除額と特別控除額との関係

贈与税の計算時における基礎控除110万円と特別控除額2,500万円の関係については、基礎控除額110万円を

控除した後の贈与税の課税価格から特別控除額2,500万円を控除します。

【贈与時の税額計算】

$$\{(贈与額 - 110万円) - 2,500万円\} \times 20\%$$

### ⑤ 同一年中に2人以上の特定贈与者から贈与を受ける場合

同一年中に複数の特定贈与者から贈与を受けた場合には、基礎控除額110万円について、各特定贈与者からの贈与額に応じて按分した額が基礎控除額となることに注意が必要です。この按分した金額が、最終的には相続税の課税価格への加算不要金額となります。

### ⑥ 災害により被害を受けた場合の再計算

相続財産に加算する贈与財産は贈与時の評価額になりますが、相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産が土地又は建物が災害により一定の被害を受けた場合で、贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、相続税の計算において当該土地又は建物の評価額を再計算することができるようになりました。令和6年1月1日以後に生じる災害により被害を受ける場合に適用されます。

## 3 その他の改正

### ① 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

教育資金(1,500万円まで)の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、一定の見直し措置を講じた上で令和8年3月31日まで再延長されます。今回の改正では、たとえ受贈者の年齢が23歳未満であったとしても、その贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、その残額について贈与者から相続により取得したものとみなすこととされます。

また、贈与者が生存中に受贈者が30歳に達した場合には、その残余財産について贈与税が課されることとなっていますが、その際に適用される贈与税率について、今まで適用されていた優遇税率である特例税率から一般税率へと変更になります。

これらは、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税について適用されます。

### ② 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置

結婚・子育て資金(1,000万円まで)の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、一定の見直し措置を講じた上で令和7年3月31日まで再延長されます。

贈与者が生存中に受贈者が50歳に達した場合には、その残余財産について贈与税が課されることとなっていますが、その際に適用される贈与税率について、今まで適用されていた優遇税率である特例税率から一般税率へと変更になります。

令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。